

令和7年7月23日14時00分、下野市いじめ問題対策連絡協議会下野市役所教育委員会室に招集する。

1 本会議の委員は以下の通りである。

No.	所 属	役 職 等	委 員 名
1	下野市立祇園小学校	学校長	高山 靖子
2	下野市立石橋中学校	学校長	塩沢 建樹
3	下野市立南河内小中学校	児童指導主任	佐々木 寛生
4	下野市立国分寺中学校	生徒指導主事	横山 真樹
5	下野市 PTA 連絡協議会	国分寺中学校 PTA 会長	小林 勉
6	下野市民生委員 児童委員協議会	下野市民生委員 児童委員協議会監事	斉藤 さゆり
7	弁護士法人ひととのや法律事務所	弁護士	田中 真
8	県南児童相談所	係長	石濱 啓貴
9	下都賀教育事務所	副主幹	石川 慎太郎
10	下野警察署	生活安全課係長	深谷 一樹
11	宇都宮地方法務局	栃木支局長	益子 一美
12	市民協働推進課	課長	間板 崇
13	子育て応援課	課長	増山 佳子
14	教育総務課	課長	古橋 栄一
15	学校教育課	課長	稲見 雄太

2 本協議会の欠席者は、次のとおりである。

下野市市立国分寺中学校 横山 真樹
下野市 P T A 連絡協議会 小林 勉

下野市民生委員児童委員協議会 斉藤 さゆり

下都賀教育事務所 石川 慎太郎

下野警察署 深谷 一樹

宇都宮地方法務局 益子 一美

子育て応援課 増山 佳子

- 3 本協議会に出席を求められた事務局職員は、次のとおりである。
土田 礼巳 下野市教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼指導主事
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
齋藤 勇也 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
- 4 本協議会の書記は、次のとおりである。
齋藤 勇也 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事

会議

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員・事務局自己紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 会長・副会長挨拶
- 7 事務局説明
- (1) 下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- 8 議事
- (1) 下野市のいじめ防止等の取組（これまでの取組と今後の方向性）について
- (2) 学校のいじめ問題への取組と現状について
- (3) 事例検討
- (4) 本日のまとめ
- 9 事務連絡
- (1) 今後の予定について
- (2) その他
- 10 閉会

議事

○塩沢会長

ではこれより議事に入る。

初めに議事を進行するに当たり、委員の皆様を確認させていただく。

傍聴者は、なしであるが、この後皆様にお話いただく中で個別の事例等に触れることが、予想されるような内容については、その都度申し出ていただき、皆様にお諮りした上で、非公開とし、それ以外の部分についてはこのまま公開としたいと思うが、よろしいか。

○一同

よい。

○塩沢会長

ではこの後の進め方だがまず事務局より、下野市のいじめ問題の対策の現状について説明願ひ、そのあと次第にもあるように、委員の皆様からお話いただきたいと思う。

では協議を進めていく。初めに事務局より、下野市のいじめ防止等の取組について説明願う。

○佐々木

事前送付資料の下野市いじめ防止基本方針を準備願う。令和3年1月に下野市いじめ防止基本方針を策定し、これまで行ってきたいじめ問題に対する取組を一層充実させていくこととした。本協議会も、本方針を受けて常設され、令和3年度より年2回開催しており、今年度で5年目、今回が9回目の開催となる。

今年度第1回目ということで、私からは、本基本方針の主なものと、これまでの取組について説明する。基本方針については、目を通してくださった方もおられるので、市の考え方や取組について、かいつまんでお話しする。

はじめに表紙の裏にある目次をご覧ください。本方針は、全部で7章構成となっている。第1章がいじめについての基本的な考え方と市の組織について、第2章、第3章が、市の考え方と施策、第4章、第5章が学校の組織と施策、第6章が特に重大事態と呼ばれるいじめ事案への対処の仕方、第7章は評価や検証の方法について記載している。

市の取組として、特に第1章から第3章を中心にお話しする。初めに第1章1「いじめの定義」をご覧ください。こちらは、基本方針の基となっているいじめ防止対策推進法にある定義である。「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とある。これは社会通念上イメージされるいじめ、例えば、「強いものが弱いものに対し行う」、「単発ではなくて何度も繰り返される」、「悪意を持った攻撃である」といったような被害児童生徒が、苦痛を感じたらいじめであるとして、とても広くいじめを捉えることを示している。そのように捉えることで、いじめを小さなうちに早めに発見して対応しようという意味が込められている。第1章3の枠囲み部分には、下野市の基本理念を3つ示してある。

1つ目が、学校の内外を問わず、いじめをなくすこと。

2つ目は、「いじめをしない・させない・見逃さない」正しい判断ができる子供を育成すること。

3つ目が、本日の連絡協議会にも深く関係するが、市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、組織的にいじめ問題を克服すること。

この3つが下野市の基本理念となる。

第1章4（1）にある組織が、本協議会である。

そして、第2章以降が具体的な取組となるが、多くの章が「1 未然防止」、「2 早期発見」、「3 対処」、「4 家庭や地域との連携」、「5 関係機関との連携」という項立てになっている。厳密に言えば、家庭や地域、関係機関において、未然防止や対処に関わる内容にあるが、それらは1つにまとめて記載している。第2章の4、5にあるように、市として、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進める中で、一層、家庭や地域、関係諸機関と連携を図って、社会全体で子供たちを見守っていく必要があると考えている。

第3章では、市の具体的な施策を掲載している。第3章1（1）にあるように、下野市では、継続的、系統的に児童生徒を指導するために、小中一貫教育に力を入れている。また（3）にある、「4つの大丈夫」のリーフレットとは、お配りしたリーフレットのことであり、毎年下野市の全児童生徒に配布して、情報モラルの観点から、いじめの未然防止に取り組んでいる。

続いて、第3章4（3）、5（1）には、本協議会の役割について記載されている。

本日は1つ1つの事項については取り上げないが、第4章、第5章は、学校に関わる内容で、法律の考え方を集約して示している。

下野市では、学校に対して、年2回、全学校の児童・生徒指導担当者を集めての研修を行っており、いじめ問題への対応に一層確実に取り組んでいただくよう働き掛けている。法や基本方針で述べられていることを行うことが、大きなトラブルを防ぎ、結果的に子供や保護

者、先生のためになると思って取り組んでいただくようお願いしているところである。市教育委員会も、この基本方針の策定を契機として、学校との情報共有をより密にできるような仕組みを整えた。そして何より子供、保護者に寄り添った対応をお願いしている。本方針は、下野市全体としていじめをなくしていきたいという思いが詰まったものである。

本協議会の常設もその1つである。令和4年度からは、この協議会で提案された「いじめ防止強調月間」を6月と11月に設け、学校ごとに工夫した取組を行っているところである。また、令和5年度には、委員の皆様のご協力により、資料No. 3の表のように、関係機関がそれぞれどのようないじめ防止の取組を行っているのか、また、どのようにつながっているのかについて、まとめることができた。

基本方針が令和3年1月に策定されて以来、しばらくは、早期発見・早期対応ということを中心に進めてきたが、現在は未然防止に力を入れている。未然防止については、学校と皆様との連携がより効果を発揮するところであると考えている。

委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、本協議会を中心に、関係各機関と学校でさらに連携を強化し、市全体として、「いじめをしない・させない・見逃さない」子供の育成に取り組んでいきたいと考えている。以上で事務局からの説明を終わりにする。

○塩沢会長

ただいまの説明について何か質問等はあるか。

○田中委員

下野市のいじめの認知件数のデータはあるか。

○齋藤

下野市の調査によって、いじめの認知件数について把握しているが、手元には下野市のいじめの認知件数に関するデータを準備していない。現時点で具体的な数字を報告することができないが、いじめの認知件数は年々増加している。

○田中委員

全国的にはいじめの認知件数は60万人くらいと認識しているか。

○佐々木

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、小中高등학교及び特別支援学校全てのいじめの認知件数は73万2568件であり、前年度は68万1948件であり、5万620件増加している。

○田中委員

小中学校はどれくらいなのか。

○佐々木

小学校が58万8930件、中学校は12万2703件という結果になっている。

○塩沢会長

他に質問はあるか。

○一同

なし。

○塩沢会長

このまま次の協議に移る。

続いて議事の8(2)「学校のいじめ問題への取組と現状について」に移る。まず学校所属の委員より、「学校が行っているいじめ防止への取組と現状について」名簿の順番に発表願う。1人2分程度を目安にお話しいただきたい。では始めに祇園小学校について高山副会長に説明願う。

○高山副会長

本校では、すべての児童が安心して学校生活を送れるよう、下野市の方針を踏まえ、「いじめをしない・させない・見逃さない」という強い姿勢のもと、未然防止・早期発見・迅速な対応に努めている。

年度始めの4月には、本校の「いじめ防止基本方針」について全職員で確認を行った。内容は以下の4点であり、それぞれについて共通理解と共通行動を目指している。

- ・いじめ問題に関する基本的な考え方
- ・いじめの未然防止のための取組
- ・いじめの早期発見・早期解決に向けた取組
- ・いじめ問題対応の具体的な流れ

今年度6月の「いじめ防止強調月間」では、目的を「いじめの未然防止」と「早期発見・早期対応」と定めた。今回の目標は2点、「いじめをしない・見逃さないという意識を高めること」と「児童の自己有用感を高めること」である。具体的な取組としては次の4点がある。

1点目は、いじめアンケートおよび教育相談アンケートを基にした教育相談の実施である。「いじめ防止強調月間」に合わせ、全児童を対象に教育相談を行った。教育相談期間を「週間」ではなく「月間」とすることで、時間に余裕を持ち、担任が1人1人とじっくり話す機会とした。いじめアンケートに「嫌な思いをしたことがある」という記載があったものについては、すべて担任が教育相談の場で本人に直接確認した。また、必要に応じて関係する児童への聞き取りや、内容に応じたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの連携も行い、教職員のみならず関係機関とも連携した対応を取った。

2点目は、「学級力アンケート」に基づく、子供たち自身による学級改善のための作戦会議の実施である。このアンケートは、中学区の小中一貫教育の心づくりチームによる取組の一環として行っている。資料No.4の2～3ページにあるレーダーチャートを用い、「目標をやり遂げる力」「話をつなげる力」「友達を支える力」「安心を生む力」「決まりを守る力」の5つの力について、高学年は15項目、中学年は10項目の観点から、それぞれ4段階で自己評価を実施した。集計結果をもとに、「よりよい学級にするために何ができるか」について話し合いを行い、現在実行に移しているところである。

3点目の取組は、全学年・全学級でいじめについて考え、話し合う道徳の授業の実施である。資料の1～2ページには、各学年で実施した道徳授業における子供たちの振り返りを掲載している。「相手の立場に立つことの大切さ」「多様性の尊重」「SNS使用時に気をつけること」などについて、学年段階に応じた内容で真剣に考え、気づき、自分の考えを深めていた。

4点目は、保護者への啓発活動である。まず、校長が発行する学校だよりにおいて、6月のいじめ防止強調月間のねらいや本校での取組について周知を行った。さらに、いじめをしない子供を育てるために家庭でも大切にしてほしいことについて、校長の考えとして保護者に協力を呼びかけた。これらの視点は、子供たちを育てるうえで重要であるとして、教職員間でも共有した。また、学級活動や道徳の授業を通して子供たちが出した意見や振り返りについては、7月の学年だよりにて全学年が保護者に向けて発信した。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる問題であるとの認識のもと、本校では学校全体の体制で組織的かつ継続的な対応を進めている。本校では、全ての児童が安心して

学校生活を送れるように下野市の方針を踏まえ、いじめをしない、させない、見逃さないという強い姿勢のもとに、未然防止、早期発見、迅速な対応に努めている。

○塩沢会長

続いて、私から石橋中学校の取組について報告する。本校では、1年間を通していじめの未然防止と早期対応に取り組んでいる。

4月には、身体的な配慮も含めた生徒指導について職員間で共通理解を図っている。その後の学校生活オリエンテーションでは、生徒指導主事が「いじめは絶対に許されない行為であり、学校全体で取り組むべき課題である」ことを全校生徒に伝えている。身体的な配慮以外にも、配慮を要する生徒について職員間で情報を共有している。4月以降は、月ごとに生活委員の生徒が生活目標を決定し、その目標のもとで生徒が前向きに学校生活を送れるよう促している。

5月には、クラスが始まって1か月が経過するタイミングでQ-Uテストを実施し、クラスの実態を把握している。このQ-Uテストは11月にも再度実施し、その変化を見て生徒指導に生かしている。

6月のいじめ防止強調月間には、学校生活アンケートを実施している。資料No. 4の20ページにあるように、過去にはアンケートがきっかけでいじめが発覚することが多かった。そのため、今年度は文言を見直し、「いじめ」という言葉を使わず、「つらい思いをしたことがあるか」という表現に変更して生徒に尋ねた。結果、多くの回答があった。すべてがいじめに該当するわけではないが、教育相談で話を聞いたり、実際に生徒から事情を聞いたりすることで、いじめと判断し対応につながったケースもある。今後も「いじめ」という言葉にとらわれず、「つらい思いをしていないか」という視点で生徒に問いかけていく方針である。

このアンケートをもとに、7月には教育相談期間を設けている。その前には、教員がカウンセリングマインドをもって生徒の話を聞けるよう、教育相談に関する研修を実施している。特に若手教員が増えているため、生徒の話を耳を傾ける姿勢の重要性を再確認する機会としている。

8月には、5月に実施したQ-Uテストの結果を学年ごとに見直し、9月以降の学級づくりに生かしている。

10月は、合唱コンクールや学校祭などの行事を通じて、互いの良さを認め合う機会としている。また、人権週間も併せて実施し、生徒同士・教員と生徒・保護者と生徒がそれぞれの良いところを見つけ合い、校内に掲示する活動も行っている。

11月には、2回目の学校生活アンケートを実施する予定である。1回目と同様に、「つらい思いをしていないか」という視点で生徒に尋ねていく。続いて、三者面談期間を設け、子供たちの悩みやトラブルについて直接聞く機会としている。

12月には、再度教育相談期間を設けている。夏休みや冬休みなどの長期休業を前にして、生徒と保護者に対し、SNSの使い方や困ったときの対処法について啓発を行っている。

3月には、卒業式や春休みを前に事前指導を実施し、特にSNSに関するマナーを確認したうえで卒業を迎えさせるようにしている。

特に夏休みは、中学生にとって危険が多く潜む時期である。担任の教員は定期的に生徒と連絡を取り、家庭に不安を抱える生徒には、市主催の「いきいき学び塾」への参加を促して登校を呼びかけ、安否確認や生活の様子把握に努めている。

○塩沢会長

続いて、南河内小中学校について佐々木委員に説明願う。

○佐々木委員

本校では、小学校段階の前期課程と中学校段階の後期課程が合同で職員会議等を実施して

いる。4月の職員会議では、年度を通してのいじめ対策方針や児童生徒指導の方針について、全職員で共通理解を図っている。今年度は特に、職員間での理解にとどまらず、保護者にも学校の考えを丁寧に伝えることを意識した。具体的には、前期課程において、4月の授業参観後の懇談会において、学年や学級の話だけでなく、「いじめ」について項目を設けて説明した。いじめの問題は教員だけでは発見が難しく、対応が後手に回ることもある。いじめに関する概念や考え方について保護者と共有し、「家庭と学校が協力して子供を見守っていきましょう」という姿勢を明確に示すよう努めた。その際には、市や県から配布されているいじめ対策に関するパンフレットや、市・学校のホームページに掲載されている「いじめ防止対策基本方針」等を紹介しながら、本校のいじめ対応の体制を説明し、保護者の協力を仰いだ。また、学校では見せない小さなサインがあれば、学校に連絡してほしいということも併せて伝え、いじめの早期発見につなげている。

5月以降、新しい学年の生活にも慣れ、子供たちにさまざまな動きが出始める時期となる。そうした中で、いじめの兆候も表れやすくなるため、児童指導部と生徒指導部が合同で週に1回会議を行い、前期・後期を通じた組織的対応を図っている。また、前期課程では月に2回程度、主任の教員が集まる「企画委員会」を開催したり、各学年に配置された児童指導担当教員が、児童の様子についてこまめに情報交換を行ったりしている。どのような些細な情報でも、学年内にとどめず、前期課程の全教員で共有し、休み時間や清掃活動など日常の場面で、対象児童の様子を注意深く観察するようにしている。小さな変化やサインを見逃さない体制づくりに取り組んでいる。

6月には、いじめ防止強調月間として「心のアンケート」を実施した。子供たちには「いじめアンケート」とは伝えず、「学校や家庭で心配なことがあるか」といった問いかけで回答を求めた。教職員としては、いじめに関する情報も把握する意図があるが、あくまで子供たちが率直に答えやすくなるよう、文言や設問内容を工夫した。その後は「教育相談月間」として、全児童生徒と一人ひとりじっくり話をする時間を設けている。相談の中で新たに明らかになることもあるが、基本的には、教員と家庭が協力し、小さなサインを見逃さず、兆候が見られた際には、組織的に対応するという流れを、年度当初から一貫して実施している。こうした取組が、現在では着実に機能してきていると実感している。また、縦割り班での活動、清掃活動、異学年交流の機会を意図的に設け、学年間のつながりや、同学年内での人間関係の深化を図っている。これにより、子供たち相互の理解と信頼を高め、いじめの未然防止につなげていけるよう、温かな集団づくり・学校づくりを進めている。

○塩沢会長

続いて、国分寺中学校について事務局より説明願う。

○齋藤

国分寺中学校の横山委員が欠席のため、私が代わりに報告する。資料 No. 4 の21ページ、22ページをご覧いただきたい。本校では、4月の全校集会において、全校生徒に向けていじめに関する話を行い、「いじめのない学校をみんなで作っていきましょう」というメッセージを伝えている。

6月のいじめ防止強調月間では、この月間を活用し、いじめについて改めて考える時間や振り返りの機会を設けている。この期間は、いじめが絶対に許されないものであるという認識を再確認する場として位置づけている。具体的な取組としては、「私のいじめゼロ宣言」を実施している。各クラスの担任がいじめは絶対に許されない行為であることを改めて生徒に伝えた上で、生徒自身がいじめゼロ宣言を行う。その宣言文は、生徒の目につく場所に掲示している。

また、6月下旬には生活アンケートを実施し、クラス内で気になることや学校内外での悩みなどを自由に記述してもらっている。記載された内容はすべて担任が丁寧に話を聞き取り、その内容を学年主任や生徒指導主事と共有し、学校全体で見落としのないよう対応している。

このような対応により、生徒は「先生は話を聞いてくれる」「助けてくれる」という安心感を抱くようになったと捉えている。今後も引き続き、生徒に寄り添った対応を継続していく。

○塩沢会長

今までの説明に対して質問や意見等はあるか。

○石濱委員

各校の取組を聞かせてもらったが、各学校の取組に共通する部分、異なる部分が感じられた。小学校において、SCやSSWとの連携があったが、話せる範囲で、具体的に今回のいじめのアンケートによって、どのような事案が分かり、いじめに関する事案が何件あったのかがいたい。

○高山委員

<個別事案のため非公開>

○石濱委員

続けてよいか。先ほど、国分寺中学校の取組として、アンケートの確認を担当だけでなく、学年主任や生徒指導主事も行っており、見落としがないようにしているという報告があった。他の学校でも同様にアンケートを実施しているかと思うが、実際には、どのような体制で確認を行っているのか、また、記載内容がいじめに該当するかどうか、どのような基準や手順で判断しているのか、お聞かせいただきたい。

○塩沢会長

今年度から市の方針により、いじめに関する記録については卒業後も一定期間保管することとなった。これを受け、先日実施したアンケートについても、全て記録として保管している。アンケートの確認については、まず担任が内容を確認し、その後、学年主任も確認している。記載内容に「つらい思い」が見られる場合は、生徒指導主事も確認し、該当のファイルを回覧することで、管理職まで情報が届く体制をとっている。

秋にも同様のアンケートを実施する予定であり、これらのアンケートは、卒業後も5年間保管することとなっている。

○石濱委員

そのアンケートはどのように評価しているのだろうか。たくさんアンケートを「これはいじめとして対応する」といった評価をどのようにしているのか。

○塩沢会長

最終的な判断は、生徒指導部会で行っている。まず担任や学年主任がアンケート内容を確認し、気になる記載があった場合には、生徒指導部会で検討を行い、対応の方針を決定している。その際には、該当する記載について事前に事実確認を行った上で、いじめに該当するかどうかを判断している。

○佐々木委員

小学校においても、アンケートの確認は担任一人で行うのではなく、同じ学年の教員や児童指導部の教員といった複数の目で確認する体制をとっている。児童指導主任に報告された事案のうち、緊急性が低いものについては、週に一度行われる児童生徒指導部会にて共有・報告している。一方、緊急性の高いものについては、児童指導主任から教頭や校長へ速やかに報告し、対応を協議する体制を整備している。

○高山副会長

本校では、いじめに関する情報は、アンケートで把握する以前に、児童本人からの訴えや保護者からの連絡により、事前に把握できているケースが多かった。アンケートに記載された内容については、担任のメモを添えて、すべて確認している。保護者からの連絡や本人からの訴えを受けて、校内のいじめ防止対策会議において、子供への事実確認や保護者への連絡など、今後の対応を検討している。今回実施したアンケートにおいて、「これはいじめである」と初めて認識したケースはなかった。

○塩沢会長

他にあるか。

○田中委員

全国的には50万件が小学校、20万件が中学校であり、小学校の方が多いが、実際感触として、どのような案件がいじめとして認知されているのか。

○高山副会長

昨年度まで中学校に勤務していたため、小学校と中学校の違いを目の当たりにしている。例えば、「少し叩かれた」「悪口を言われた」といったことで嫌な思いをし、心身の苦痛を感じるケースもいじめとして認知している。昨年度、祇園小学校におけるいじめの認知件数は年間8件であったが、今年度は現時点で既に5件を認知している。中には、自分の感情を十分にコントロールできず、友達に手を出したり、暴言を吐いたりするケースもある。こうした事例については、個々の発達段階も踏まえた支援が必要であると感じている。

○田中委員

石橋中学校の件でアンケートの名前を変えたことで話しやすくなったのか。また、いじめに該当すると思われる案件はいくつあったのか。

○塩沢会長

昨年度のアンケートでは、「いじめられた」と直接的な表現で尋ねていたため、生徒にとっては記入しづらかったと思われる。また、中学校では、SNS上での書き込みや写真の投稿といった、表面化しにくい事案も多く、学校側で把握することが難しいケースが多かった。そこで本年度は、「嫌な思いをしたこと」「つらい思いをしたこと」といった表現を用いることで、生徒がより書きやすくなるよう変更した。なお、今回のアンケートにより新たに発覚した事案は少なかった。

○田中委員

先ほど石濱委員からもあったが、アンケートの評価の体制は、ダブルチェックなどいろいろあると思うが、どのようにやっているのか。

○塩沢会長

アンケート結果については、必ず担任および学年主任が確認している。その後、学年の生徒指導担当、さらに生徒指導主事へと情報が上がる流れとなっている。教員は日常的に生徒の様子について記録を取っており、その記録は定期的に生徒指導委員会へ提出されている。加えて、緊急性や重要性があると判断された内容については、聞き取り等の事実確認を行ったうえで、速やかに報告されている。

○田中委員

そのような「つらいことアンケート」の内容をもとに、事案が発生する可能性があるかと判

断された場合、情報共有が行われるが、その際、担任に抵抗感が見られることはあるのか。

○塩沢会長

抵抗感は少ないと考える。学年の生徒指導担当や学年主任に報告を行い、保護者対応についても必ず複数の教員で対応している。また、部活動におけるトラブルも多く、学年をまたいだ連携が必要となる場面も多いため、常に相談しながら対応している。

○田中委員

働き方改革という観点もあるが、教員がアンケートの集計や確認作業を行う際、それらの業務は就業時間内に収まっているのか。

○塩沢会長

就業時間内には終わっていないのが実情である。生徒指導の記録については、特に若手教員が日々の指導の中で感じたことを毎日のように記入しており、丁寧に記録をしている。

○田中委員

自宅に持ち帰って記録することもあるのか。

○塩沢会長

それはない。校内のイントラネット上で記録しており、個人情報も含まれるため、校外での作業は行っていない。学校全体では、毎日5～6件程度の生徒指導記録が入力されている。気になる内容が記載されている場合は、学年の生徒指導担当または生徒指導主事に確認をとっている。

○田中委員

本来であれば、授業準備に多くの時間を割く必要があると考えられるが、実際のところ残業の状況はどのようになっているのか。

○塩沢校長

残業は発生している。中学校では部活動があるため、完全下校時刻は18時15分である。その後、生徒指導の記録の記入や教材研究を行っており、早い教員でも帰宅は19時頃となっているのが実情である。

○田中委員

残業はアンケートの時期に集中するのか。

○塩沢校長

そうである。また保護者面談の時期は、面談の記録を1日7～8件書いているため、時間がかかってしまっている。

○塩沢会長

その他にあるか。

○一同

なし。

○塩沢会長

続いて、(3)の事例検討に移りたいと思う。その前に、1時間経ったので、休憩とする。

(10分休憩)

○塩沢会長

再開する。事務局より(3)の事例検討について説明を願う。

○齋藤

初めに、前半部分で田中委員から質問があった本市のいじめの認知件数について報告する。令和6年度の市の調査の結果によれば、小学校では128件、中学校では37件の認知があった。これらの件数については、教職員に対して積極的に認知するよう周知していることもあり、昨年度より増加している背景がある。

事例検討会はグループに分かれて、意見を交流していただきたい。それでは、資料No.5をご準備してほしい。

本日は、学校だけではなかなか解決が難しく、いろいろな機関が連携して対応していく必要がある架空の事例を準備した。この事例検討では、それぞれの立場だったらどんな支援ができるのかを一緒に考え、連携して対応するためのイメージをつかんでいただくことが目的である。また、様々な立場の方が集まっているので、ぜひ「誰が何をできるのか」という部分も意識しながらの話し合いをお願いしたい。

この後3分とるので、目を通していただき、本事例について協議の視点に沿って意見を交流していただく。協議の視点については5つ示しているが、立場によって話し合いやすい視点があるため、話しやすいところから始めて結構である。20分ほど協議していただいたのちに、各班で話し合った内容について代表の方による2分程度の発表をお願いしたい。

この後、協議に入る際に、発表していただく方1名、記録を取っていただく方1名を決めてから協議に入るようお願いしたい。

○塩沢会長

では、説明のとおり資料をご一読願う。その後、班ごとに協議願う。

(班ごとに協議15分)

○塩沢会長

A班から発表をお願いします。

○佐々木委員(A班代表)

協議の視点に沿って話をする。視点(1)Aに対する継続的な支援についてであるが、まずは本人と直接話し、信頼関係を築いた上で適切な支援につなげることが重要である。話題として挙げたのは、支援は特定の人や場所に限定せず、多様な関係者や環境の中で提供することが望ましいという点である。例えば、担任には話しづらくても、保健室に足を運ぶ頻度が増えていることから、養護教諭には思いを打ち明けやすいといった場合がある。そうした状況を踏まえ、スクールカウンセラーへの接続を図ることが考えられる。また、教室に入ることが困難な場合には、保健室だけでなく、校内教育支援センター等の別の空間を活用しながら、現状の把握と今後の支援方法を模索していく必要がある。

視点(2)については、先輩Cの行為は明らかに犯罪に該当するものである。Cに対するその背景も探りつつ、必要に応じた指導・支援を行うことが求められる。

視点(3) SNSでのからかい・拡散への対応については、インターネット上に拡散された書き込みについては、発信者の特定が困難である。学校としては、全校集会等を通じた全体指導、保護者への啓発、さらに道徳教育を中心とした心の教育の推進が必要である。

視点(4) 家庭へのはたらきと見守りについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市のこども家庭センターとの連携を学校側から要請する必要がある。また、

この家庭がすでに社会的支援を受けているかどうかの確認を行い、必要に応じて経済的支援の導入についても検討することが求められる。

最後に視点（５）地域やPTAとの連携については、民生委員と情報を共有し、見守り体制の強化を図る必要がある。また、PTAとの連携においては、経済的に困窮している家庭に対して、制服やジャージのリサイクルを通じた支援を行うことが有効であるとの意見が出された。

○塩沢会長

続いてB班発表をお願いします。

○稲見委員（B班代表）

協議の視点に沿って、視点（１）Aに対する支援に関しては、養護教諭とつながりをきっかけとするが、関われる教員を増やし、役割分担がしていけるとよい。その中でA家の経済状況や家庭状況を把握しつつ、福祉関係や専門職の人たちに繋いでいくことが必要である。視点（４）にも関わるが、継続的な支援を行う方針である一方、母親が今後どこまで変容できるかについては不透明である。そこで、支援の一環として、Aが中学２年生であることを踏まえ、身だしなみなど身の回りのことについて自立を促す支援も必要であるとの意見が出された。

視点（２）先輩Cに対する対応については、まず事実を的確に把握することが重要である。対応の順序を誤らず、いわゆる「外堀を埋めてからCに対応する」という流れを意識した指導が必要であるとの意見が出された。特に、Cの背後には保護者の存在があり、事実関係が不確かなまま対応を行うと、保護者の反発を招く可能性がある。そのため、指導に入る前に事実確認と手順の検討を十分に行う必要があるという意見が挙がった。

視点（３）のSNS等への対応については、まず不適切な書き込みに関わっている生徒を特定する必要があるが、実際には特定が困難な場合も想定される。そのため、子供たちに対する全体指導を行うとともに、SNSの利用指導はもはや学校だけで対応しきれない問題ではないという認識を共有することが重要である。これらは視点（５）のPTAや地域との連携にも関わる課題であり、SNSの適切な利用に関しては、家庭教育学級の充実を図るなど、学校・地域・保護者が連携して、子供たちの健全な成長を支えていく必要があると考える。

視点（４）については、先ほど話した通りである。

最後の視点（５）地域やPTAとの連携については、本件を個別案件として連携・協力を依頼することは難しいと考えられる。そのため、実際に学校内で起きていることを、特定されない形で地域やPTAに共有することが有効である。たとえば、「最近、公園の使い方が良くない傾向が見られる」「SNSの利用に関するトラブルが複数発生している」といった形で、学校から情報提供を行い、地域やPTAに見守りを依頼することで、気になることがあれば学校に連絡をもらう体制を築くとの意見が挙がった。

○塩沢会長

それぞれの協議の内容などを聞き、何か意見はあるか。

○田中委員

石濱委員に聞くが、これは虐待に該当するのか。

○石濱委員

本件は、いわゆる虐待には該当しないが、ネグレクトとしての扱いになると考えられる。児童相談所が関与しない事案ではないが、内容的には軽微な虐待と位置づけられるため、各市町のこども家庭センターが対応するケースとなると考えられる。

○塩沢会長
その他にあるか。

○一同
なし。

○塩沢会長
齋藤指導主事、まとめをお願いします。

○齋藤

本日の協議を通して、Aが学校生活の中で様々な困難を抱えており、家庭環境、SNSでのからかい、そして先輩からの金銭要求といった複数の要因が絡み合っていることが、改めて明らかになった。Aの生活面、心理面、人間関係のいずれにも支援が必要であるという認識を、皆さんと共有できたことは大変意義深いことである。

私も教育委員会という立場で何ができるのか考えた。まず被害を受けているAに対して、適切な支援を行うことが重要であると考え。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの早急な連携を図り、できるだけ早く相談できる環境を整えることができる。また、加害のCに対しても、支援が必要であると考え、スクールカウンセラーが相談できる体制を整えていく。

Aの家庭環境については、学校だけでは対応できないので、福祉的な支援も必要である。市の福祉部局と連携し、対応を進めていきたい。

本件は「いじめ防止対策推進法」に基づく重大事態に該当する可能性もあることから、今後の事実確認の状況に応じて、学校に対し第三者による調査委員会の設置を含めた助言を行っていきたい。

本日の協議で得られた知見を今後の対応に生かし、引き続き関係機関の皆様と連携を図りながら、子供たちの安心・安全な環境づくりに努めていく。

○塩沢会長

皆様熱心なご協議や貴重なご意見に感謝申し上げます。本日の事例検討を通して明らかになったように、いじめの問題は単独ではなく、さまざまな要因や背景と複雑に関係している。

このような課題に対応するためには、関係機関が相互に連携し、情報を共有し合うことが、子供たちの健やかな成長を支える上で極めて重要であると改めて感じたところである。

今後も、さまざまな場面において関係機関の皆様にご協力を仰ぐことがあるかと思うが、引き続き、子供たちのためにご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

以上